

# 福島県地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

新旧対照表

令和6年3月



	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7 震度 7</li> <li>6 震度 6 強</li> <li>6 震度 6 弱</li> <li>5 震度 5 強</li> <li>5 震度 5 弱</li> <li>4 震度 4</li> <li>3 震度 3</li> <li>2 震度 2</li> <li>1 震度 1</li> </ul>	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7 震度 7</li> <li>6 震度 6 強</li> <li>6 震度 6 弱</li> <li>5 震度 5 強</li> <li>5 震度 5 弱</li> <li>4 震度 4</li> </ul>													
1-4	<p>第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性 福島県及び周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震の発生確率</p> <table border="1" data-bbox="250 906 981 1018"> <thead> <tr> <th>地震</th> <th>マグニチュード (Mj)</th> <th>地震発生確率 (30年以内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>地震調査研究推進本部ホームページより (算定基準日: <a href="#">2022年1月1日</a>)</p>	地震	マグニチュード (Mj)	地震発生確率 (30年以内)	(略)			<p>第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性 福島県及び周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震の発生確率</p> <table border="1" data-bbox="1019 906 1758 1018"> <thead> <tr> <th>地震</th> <th>マグニチュード (Mj)</th> <th>地震発生確率 (30年以内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>地震調査研究推進本部ホームページより (算定基準日: <a href="#">2023年1月1日</a>)</p>	地震	マグニチュード (Mj)	地震発生確率 (30年以内)	(略)			時点修正
地震	マグニチュード (Mj)	地震発生確率 (30年以内)													
(略)															
地震	マグニチュード (Mj)	地震発生確率 (30年以内)													
(略)															
1-8	(新設)	<p><a href="#">第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</a> <a href="#">第1 整備計画</a> <a href="#">1 整備すべき施設等</a></p> <p><a href="#">日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や「本章第4節第2・3」の地震から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を</a></p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による												

		<p><u>図るとともに、施設の高台への移転の促進を図るものとする。</u></p> <p>(1) <u>避難場所</u></p> <p>(2) <u>避難経路</u></p> <p>(3) <u>消防用施設</u></p> <p>(4) <u>消防活動を確保するための道路</u></p> <p>(5) <u>緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設</u></p> <p>(6) <u>共同溝等</u></p> <p>(7) <u>地震防災上改築又は補強を要する医療機関</u></p> <p>(8) <u>地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設</u></p> <p>(9) <u>地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校</u></p> <p>(10) <u>地震防災上改築又は補強を要する公立の特別支援学校</u></p> <p>(11) <u>(7)から(10)まで掲げるもののほか、地震防災上補強を要する公的建造物</u></p> <p>(12) <u>津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設</u></p> <p>(13) <u>砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池</u></p> <p>(14) <u>地域防災拠点施設</u></p> <p>(15) <u>防災行政無線設備</u></p> <p>(16) <u>地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等</u></p> <p>(17) <u>地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫</u></p> <p>(18) <u>地震災害時における応急救護設備又は資機材</u></p> <p>(19) <u>老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策</u></p> <p>(20) <u>その他地震防災上緊急に整備すべき施設</u></p> <p><u>2 施設等の整備にあたり留意すべき事項</u></p> <p>(1) <u>避難場所</u></p> <p><u>最大規模の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。</u></p> <p><u>また、積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。</u></p> <p><u>地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それら</u></p>	
--	--	--	--

		<p><u>に伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</u></p> <p><u>(2) 避難経路</u> 積雪寒冷地においては、必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。</p> <p><u>(3) その他</u> 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。 積雪寒冷地特有の課題や、沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。</p>																																									
2-3	<p>第1 地震観測網</p> <p>県内における主な地震計の設置並びに観測の状況は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>観測機関</th> <th>地震計の種類・観測方法</th> <th>箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>国土地理院</td> <td>電子基準点 <u>GPS</u> 地殻変動観測施設等</td> <td>3 5 4</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備考	(略)					(7)	国土地理院	電子基準点 <u>GPS</u> 地殻変動観測施設等	3 5 4		(略)					<p>第1 地震観測網</p> <p>県内における主な地震計の設置並びに観測の状況は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>観測機関</th> <th>地震計の種類・観測方法</th> <th>箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>国土地理院</td> <td>電子基準点 <u>GNSS</u> 地殻変動観測施設等</td> <td>3 5 4</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備考	(略)					(7)	国土地理院	電子基準点 <u>GNSS</u> 地殻変動観測施設等	3 5 4		(略)					適正化
No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備考																																							
(略)																																											
(7)	国土地理院	電子基準点 <u>GPS</u> 地殻変動観測施設等	3 5 4																																								
(略)																																											
No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備考																																							
(略)																																											
(7)	国土地理院	電子基準点 <u>GNSS</u> 地殻変動観測施設等	3 5 4																																								
(略)																																											
2-4	<p>第1 建築物防災対策</p> <p>1 福島県耐震改修促進計画 (略)</p> <p>(1) <u>建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策(耐震化を促進するための環境整備や制度の構築等)</u></p> <p>(2) <u>建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及</u></p> <p>(3) <u>総合的な安全対策により減災化の促進を図るための施策</u></p> <p>(4) <u>建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導(耐震診断の実施と報告義務の周知等)</u></p> <p>(略)</p> <p>3 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実</p>	<p>第1 建築物防災対策</p> <p>1 福島県耐震改修促進計画 (略)</p> <p>(1) <u>建築物の耐震化に関する目標</u></p> <p>(2) <u>建築物の耐震化を促進する施策</u></p> <p>(3) <u>建築物の減災化を促進する施策</u></p> <p>(4) <u>建築物の耐震化等に関するその他の取組</u></p> <p>(略)</p> <p>3 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実</p>	福島県耐震改修促進計画の改定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による																																								

	<p>県（建築総室）及び市町村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」を設けるとともに、判定活動体制の構築を行う。</p>	<p>県（建築総室）及び市町村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」を設けるとともに、判定活動体制の構築を行う。<u>また、地震により被災した避難所がある場合には、判定を優先的に行うものとする。</u></p>	
2-4	<p>第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等</p> <p>1 県有施設の耐震性確保 (略)</p> <p>(1) 防災上重要建築物の指定 (略)</p> <p>ウ 緊急医療施設 県立病院、公立大学法人 医科大学付属病院</p>	<p>第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等</p> <p>1 県有施設の耐震性確保 (略)</p> <p>(1) 防災上重要建築物の指定 (略)</p> <p>ウ 緊急医療施設 県立病院、公立大学法人 <u>福島県立</u>医科大学付属病院</p>	適正化
2-19	<p>第1 一般県民に対する防災教育</p> <p>1 防災知識の普及啓発 このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第11」を参照するものとする。</p> <p>なお、津波対策について、避難意識の向上を図るため、視覚的な効果としてデジタル技術等を活用するなど、津波に関する効果的な防災教育や訓練を実施するよう努める。</p>	<p>第1 一般県民に対する防災教育</p> <p>1 防災知識の普及啓発 このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第11」を参照するものとする。</p> <p>なお、津波対策について、避難意識の向上を図るため、視覚的な効果としてデジタル技術等を活用するなど、津波に関する効果的な防災教育や訓練を実施するよう努める。</p> <p><u>また、県（危機管理総室）は、市町村等と協力し、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施するとともに、市町村等に対し必要な助言を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>防災教育に当たっては、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。</u></p> <p><u>要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による



2-19	<p>第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練 このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第3」を参照するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練 このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第3」を参照するものとする。</p> <p><u>また、地震防災上果たすべき役割として、次に掲げる内容について、防災教育に含めるよう努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地震及び津波に関する一般的な知識</u></li> <li>・ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></li> <li>・ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></li> <li>・ <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></li> <li>・ <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識及び職員が果たすべき役割</u></li> <li>・ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題</u></li> </ul>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による
2-20	(新設)	<p><u>第5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における防災訓練</u></p> <p><u>県（危機管理総室）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、定期的に行うよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。</u></p> <p><u>実施する訓練は、積雪寒冷地特有の課題を踏まえるとともに、市町村、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うことや地域住民等の協力及び参加を得るよう配慮し、内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。また、想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の影響を受ける他の道県との連携を図ることに努めるほか、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による



3-3	第1 地震情報等の受理伝達 1 気象庁の地震情報 (1) 地震情報の種類とその内容	第1 地震情報等の受理伝達 1 気象庁の地震情報 (1) 地震情報の種類とその内容	適正化				
	地震情報の種類	発表基準		内容	地震情報の種類	発表基準	内容
	(略)			(略)			
	<u>震源・震度に関する情報</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・ <u>震度3以上</u> ・ <u>津波警報等発表時</u> ・ <u>若干の海面変動が予想される場合</u> ・ <u>緊急地震速報(警報)を発表した場合</u>		<u>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</u>	<u>震源・震度情報</u>	・ <u>震度1以上</u> ・ <u>津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> ・ <u>緊急地震速報(警報)発表時</u>	<u>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u>
<u>各地の震度に関する情報</u>	・ <u>震度1以上</u>	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。※地震が多発発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</u>	(略)				
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	・ <u>震度3以上</u>	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約1</u>	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	・ <u>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約1</u>		

			0分程度で気象庁ホームページ上に掲載)。			0分程度で気象庁ホームページ上に掲載)。	
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 _____ _____ _____ _____	地震の発生時刻、発生場所(震源) やその規模(マグニチュード) を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	地震の発生時刻、発生場所(震源) やその規模(マグニチュード) を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	
	(略)	(5) 緊急地震速報 ア 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上と予想した場合に、震度4以上が予想される地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上 _____ の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。		(略)	(5) 緊急地震速報 ア 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上と予想した場合に、震度4以上が予想される地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上 <b>または長周期地震動階級4</b> の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。		
3-22	第5-1 鉄道施設(東日本旅客鉄道(株)) 応急対策 1 災害応急体制の確立 (1) 災害対策組織 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて県内の路線を所管する各支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。 ア <u>仙台支社</u> 対策本部、水戸支社対策本部、新潟支社対策本部	第5-1 鉄道施設(東日本旅客鉄道(株)) 応急対策 1 災害応急体制の確立 (1) 災害対策組織 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて県内の路線を所管する各支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。 ア <u>東北本部</u> 対策本部、水戸支社対策本部、新潟支社対策本部		第5-1 鉄道施設(東日本旅客鉄道(株)) 応急対策 1 災害応急体制の確立 (1) 災害対策組織 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて県内の路線を所管する各支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。 ア <u>東北本部</u> 対策本部、水戸支社対策本部、新潟支社対策本部			組織再編に伴う名称変更

	<p>(7) 本部長は_____各支社長とし、_____各支社対策本部の業務を統括する。</p> <p>(イ) 支社長が不在の場合は、先着した部長が本部長の職務を代行する。</p> <p>イ 現地対策本部</p> <p>(7) _____支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区<u>駅</u>長に対して現地対策本部の設置を指示する。</p> <p>(イ) 現地対策本部長は、地区<u>駅</u>長又は地区<u>駅</u>長が指定した者とする。</p>	<p>(7) 本部長は<u>東北本部長及び</u>各支社長とし、<u>東北本部長及び</u>各支社対策本部の業務を統括する。</p> <p>(イ) 支社長が不在の場合は、先着した部長が本部長の職務を代行する。</p> <p>イ 現地対策本部</p> <p>(7) <u>東北本部長及び各</u>支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区__長に対して現地対策本部の設置を指示する。</p> <p>(イ) 現地対策本部長は、地区__長又は地区__長が指定した者とする。</p>	
5-1	<p>第1 津波災害対策について</p> <p><u>1 本章の目的</u></p> <p>本県に甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震に伴う大津波の経験を踏まえ、今後福島県沿岸で発生が想定される津波災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、津波災害予防計画、津波災害応急対策及び津波災害復旧・復興に関する事項を定め、もって県、市町その他防災関係機関の防災体制の確立を期するものとする。</p> <p><u>2 津波災害対策に関する法律との関係</u></p> <p><u>(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災推進に関する特別措置法</u></p> <p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項及び地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項について定める推進計画を兼ねるものである。</u></p> <p><u>ア 推進地域の指定</u></p> <p><u>特別措置法第3条に基づき指定された本県の推進地域の区域は、下記の沿岸10市町（以下「市町」という。）であり、本章における津波災害対策の対象市町である。</u></p> <p><u>【平成18年4月3日内閣府告示第58号】</u></p> <p><u>いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、</u></p>	<p>第1 津波災害対策について</p> <p>_____</p> <p>本県に甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震に伴う大津波の経験を踏まえ、今後福島県沿岸で発生が想定される津波災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、津波災害予防計画、津波災害応急対策及び津波災害復旧・復興に関する事項を定め、もって県、市町その他防災関係機関の防災体制の確立を期するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による</p>

同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の定義

房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震であり、中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」において以下の8タイプの地震に伴う津波を想定している。

(ア) 択捉島沖の地震

(イ) 色丹島沖の地震

(ロ) 根室沖・釧路沖の地震

(ハ) 十勝沖・釧路沖の地震

(ニ) 500年間隔地震

(ホ) 三陸沖北部の地震

(ヘ) 宮城県沖の地震

(ト) 明治三陸タイプ地震

(2) 津波防災地域づくりに関する法律

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定めるもので、平成23年12月に施行された。

県(河川港湾総室)及び市町は、この法律による津波防災地域づくりを推進するとともに、津波災害警戒区域が指定されたときは、市町の地域防災計画に必要な事項を定めるものとする。

(Red horizontal lines for text input)

(Red horizontal lines for text input)

5-1	<p>第2 津波被害の想定及び過去の津波被害</p> <p>1 津波被害の想定</p> <p>県（河川港湾総室）は、県内の市町が作成する津波ハザードマップや津波避難計画の作成支援を目的として、津波____想定を作成し、平成31年3月に公表した。</p> <p>津波レベルについては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波（L2津波）」を想定した。</p> <p>津波シミュレーションでは、「東北地方太平洋沖地震津波（内閣府モデル）」と「房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）」____を設定して、2波源による津波シミュレーションの結果を重ね合わせて最大浸水域や最大浸水深を抽出し、最大遡上高、最大水位、影響開始時間及び第一波到達時間等を予測した。</p>	<p>第2 津波被害の想定及び過去の津波被害</p> <p>1 津波被害の想定</p> <p>県（河川港湾総室）は、県内の市町が作成する津波ハザードマップや津波避難計画の作成支援を目的として、津波<u>浸水</u>想定を作成し、平成31年3月に公表し、<u>令和4年8月に見直しを行っている。</u></p> <p>津波レベルについては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波（L2津波）」を想定した。</p> <p>津波シミュレーションでは、「東北地方太平洋沖地震津波（内閣府モデル）」と「房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）」<u>「日本海溝における地震に起因する津波」「千島海溝における地震に起因する津波」</u>を設定して、<u>4</u>波源による津波シミュレーションの結果を重ね合わせて最大浸水域や最大浸水深を抽出し、最大遡上高、最大水位、影響開始時間及び第一波到達時間等を予測した。</p>	時点修正
5-2	<p>第4 住民等の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>県が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりである。</p> <p>ア 各施設に共通する事項</p> <p>(ア) 津波警報等の入場者等への伝達</p> <p>a 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう____適切な伝達方法を<u>設定すること。</u></p> <p>b 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に____検討すること。</p> <p>なお、<u>施設が海岸近くにある場合に</u>____は、____強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、<u>津波警報等が発表される前であっても、直ちに避難するよう入場者等に対し、</u></p>	<p>第4 住民等の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>県が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりである。</p> <p>ア 各施設に共通する事項</p> <p>(ア) 津波警報等の入場者等への伝達</p> <p>a 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう<u>情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。</u></p> <p>b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に<u>十分</u>検討すること。</p> <p>なお、____海岸近くにある<u>施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、</u>強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、____直ちに避難するよう入場者等に対し、</p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による

<p>伝達する<u>方法を明示</u>すること。</p> <p>(イ) 入場者等の<u>安全確保</u>のための<u>退避等</u>の措置</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>(エ) 出火防止措置</p> <p>_____</p> <p>(オ) 消防用設備の点検、整備</p> <p>(カ) 非常用<u>発電装置</u>の整備、県総合情報通信ネットワーク、テレビ・ラジオ・<u>インターネット</u>など情報を入手するための機器の整備</p> <p>イ 個別事項</p> <p>(ア) 病院等</p> <p>重症患者や新生児等移動することが不可能又は困難な者の安全確保 _____ のための必要な措置</p> <p>_____</p> <p>(イ) 学校、職業訓練校等</p> <p>a 当該学校等が、<u>所在市町の定める津波避難対象地区</u>にあるときは、学生及び生徒の安全かつ速やかな避難の<u>実施に関する</u> 措置</p> <p>b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合 (<u>たとえば</u>特別支援学校等) は、これらの者に対する保護の措置</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(ウ) 社会福祉施設</p> <p>重度障がい者や高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保 _____ のための必要な措置</p> <p>なお、 _____ <u>具</u> <u>体的</u>な措置内容は施設ごとに別に定める _____。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>伝達する _____ こと。</p> <p>(イ) 入場者等の<u>避難</u> のための _____ 措置</p> <p><u>避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。</u></p> <p>(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>(エ) 出火防止措置</p> <p><u>(オ) 水、食料等の備蓄</u></p> <p><u>(カ) 消防用設備の点検、整備</u></p> <p><u>(キ) 非常用電源</u> の整備、県総合情報通信ネットワーク、テレビ、ラジオ、<u>コンピュータ</u> など情報を入手するための機器の整備</p> <p>イ 個別事項</p> <p>(ア) 病院等</p> <p>重症患者や新生児等移動することが不可能又は困難な者の安全確保 <u>及び避難誘導</u> のための必要な措置</p> <p><u>なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮するとともに、詳細な措置内容は施設ごとに別に定めるよう留意する。</u></p> <p>(イ) 学校、職業訓練校等</p> <p>a 当該学校等が、 _____ <u>津波避難対象地域</u>にあるときは、学生及び生徒の安全かつ速やかな避難<u>誘導のための必要な措置</u></p> <p>b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合 ( _____ 特別支援学校等) は、これらの者に対する保護の措置</p> <p><u>なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮するとともに、詳細な措置内容は施設ごとに別に定めるよう留意する。</u></p> <p>(ウ) 社会福祉施設</p> <p>重度障がい者や高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全 <u>確保及び避難誘導</u> のための必要な措置</p> <p>なお、<u>要配慮者の避難誘導方法に配慮するとともに、詳細な措置内容は施設ごとに別に定めるよう留意する。</u></p> <p><u>ウ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</u></p> <p><u>災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるもの</u></p>	
---	--	--

								<p>とする。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</p> <p>(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</p> <p>(イ) 無線通信機等通信手段の確保</p> <p>(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</p>															
5-3	<p>第2 津波警報等の伝達</p> <p>1 津波警報等の発表 (略)</p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の____高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m&lt;予想____高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3"> <p><u>(巨大)</u></p> <p>____木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p> </td> </tr> <tr> <td>10m (5m&lt;予想____高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m&lt;予想____高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警</td> <td>予想される津波の____高さが</td> <td>3m (1m&lt;予想____</td> <td>高い</td> <td> <p><u>(高い)</u> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の____高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想____高さ)	巨大	<p><u>(巨大)</u></p> <p>____木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>	10m (5m<予想____高さ≤10m)	5m (3m<予想____高さ≤5m)	津波警	予想される津波の____高さが	3m (1m<予想____	高い	<p><u>(高い)</u> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。</p>	<p>適正化及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による</p>	
種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動																		
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																				
大津波警報	予想される津波の____高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想____高さ)	巨大	<p><u>(巨大)</u></p> <p>____木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>																			
		10m (5m<予想____高さ≤10m)																					
		5m (3m<予想____高さ≤5m)																					
津波警	予想される津波の____高さが	3m (1m<予想____	高い	<p><u>(高い)</u> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。</p>																			
		<p>第2 津波警報等の伝達</p> <p>1 津波警報等の発表 (略)</p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の<u>最大波</u>の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m&lt;予想<u>され</u> <u>る津波の最大波</u> 高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3"> <p><u>巨大な津波が襲い、</u>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p> </td> </tr> <tr> <td>10m (5m&lt;予想<u>され</u> <u>る津波の最大波</u> 高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m&lt;予想<u>され</u> <u>る津波の最大波</u> 高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警</td> <td>予想される津波の<u>最大波</u>の高さが</td> <td>3m (1m&lt;予想<u>され</u> <u>る津波の最大波</u></td> <td>高い</td> <td> <p>____標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想 <u>され</u> <u>る津波の最大波</u> 高さ)	巨大	<p><u>巨大な津波が襲い、</u>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>	10m (5m<予想 <u>され</u> <u>る津波の最大波</u> 高さ≤10m)	5m (3m<予想 <u>され</u> <u>る津波の最大波</u> 高さ≤5m)	津波警	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが	3m (1m<予想 <u>され</u> <u>る津波の最大波</u>	高い	<p>____標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。</p>	
種類	発表基準	発表される津波の高さ				想定される被害と取るべき行動																	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																				
大津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想 <u>され</u> <u>る津波の最大波</u> 高さ)	巨大	<p><u>巨大な津波が襲い、</u>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>																			
		10m (5m<予想 <u>され</u> <u>る津波の最大波</u> 高さ≤10m)																					
		5m (3m<予想 <u>され</u> <u>る津波の最大波</u> 高さ≤5m)																					
津波警	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが	3m (1m<予想 <u>され</u> <u>る津波の最大波</u>	高い	<p>____標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。</p>																			

	報 高いところ で1 mを超 え3 m以下 の場合	高さ≤3 m)		人は津波による流れに 巻き込まれる。沿岸部 や川沿いにいる人はた だちに高台や津波避難 ビルなど安全な場所へ 避難する。警報が解除 されるまで安全な場所 から離れない。	報 高いところ で1 mを超 え3 m以下 の場合	高さ≤3 m)	人は津波による流れに 巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる 人はただちに高台や津 波避難ビルなど安全な 場所へ避難する。警報 が解除されるまで安全 な場所から離れない。	
	津波 注意報 予想される 津波の____ ____高さが 高いところ で0.2 m 以上1 m以 下の場合で あって、津 波による災 害のおそれ がある場合	1 m (0.2m≤予想____ ____高さ≤1 m)	(表記 しな い)	海の中では人は速い流 れに巻き込まれ、又、 養殖いかだが流失し小 型船舶が転覆する。海 の中にいる人はただち に海から上がって、海 岸から離れる。海水浴 や釣りは危険なので行 わない。 注意報が解除されるま で海に入ったり海岸に 近づいたりしない。	津波 注意報 予想される 津波の <b>最大</b> <b>波</b> の高さが 高いところ で0.2 m 以上1 m以 下の場合で あって、津 波による災 害のおそれ がある場合	1 m (0.2m≤予想 <b>さ</b> <b>れる津波の最大波</b> <b>の高さ</b> ≤1 m)	(表記 しな い)	海の中では人は速い流 れに巻き込まれ、又、 養殖いかだが流失し小 型船舶が転覆する。海 の中にいる人はただち に海から上がって、海 岸から離れる。海水浴 や釣りは危険なので行 わない。 注意報が解除されるま で海に入ったり海岸に 近づいたりしない。
<p>(略)</p> <p>2 津波警報等の伝達受理</p> <p>(略)</p> <p>(1) 福島地方气象台 福島県を対象区域とする津波警報等又は「津波に関する情報」を受理したときは、津波警報等伝達系統図により速やかに、<u>防災情報提供システムにより</u>伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町 (略) イ 情報の伝達を受けたときは、関係部課に周知徹底できるよう予め情報の内部伝達組織を整備しておくとともに、各市町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民そ</p>				<p>(略)</p> <p>2 津波警報等の伝達受理</p> <p>(略)</p> <p>(1) 福島地方气象台 福島県を対象区域とする津波警報等又は「津波に関する情報」を受理したときは、津波警報等伝達系統図により速やかに、<u>_____</u>伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町 (略) イ 情報の伝達を受けたときは、関係部課に周知徹底できるよう予め情報の内部伝達組織を整備しておくとともに、各市町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民そ</p>				



	<p>の他関係のある団体に周知徹底させる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>なお</u>、定められた伝達ルート以外で津波警報等を覚知したときも直ちに住民に伝達できるようにあらかじめ体制を整えておくことが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 福島海上保安部</p> <p>ア 船舶関係団体、企業等に対し、電話、一斉FAX等により周知する。また、船舶に対し情報を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、<u>船舶、漁船等の固定、</u>港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。</p>	<p>の他関係のある団体に周知徹底させる。</p> <p><u>なお、住民等に情報を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u></p> <p><u>また</u>、定められた伝達ルート以外で津波警報等を覚知したときも直ちに住民に伝達できるようにあらかじめ体制を整えておくことが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 福島海上保安部</p> <p>ア 船舶関係団体、企業等に対し、電話、一斉FAX等により周知する。また、船舶に対し情報を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、<u>係留の強化、</u>港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。</p>	
5-3	<p>第3 住民等の避難誘導、交通等の確保</p> <p>1 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県の措置</p> <p>県(危機管理総室、災害対策本部避難支援班)は、<u>市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び支援を行う。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第3 住民等の避難誘導、交通等の確保</p> <p>1 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県の措置</p> <p>県(危機管理総室、災害対策本部避難支援班)は、<u>市町と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、避難対象地域や避難方法の検討、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策、住民等の津波への備えの啓発、避難行動要支援者の個別避難計画の策定支援並びに外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の体制の検討に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、住民等の避難行動等の検討に当たっては以下の点に留意する。</u></p> <p><u>ア 避難時の低体温症のリスクを踏まえ、避難場所での防寒対策に必要な物資(乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等)の備蓄を考慮する。</u></p> <p><u>イ 避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮する。</u></p> <p><u>ウ 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直す。</u></p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による</p>



	<p><u>(2) 鉄道</u>  <u>走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置</u>を講ずるものとする。</p> <p><u>(3) 乗客等の避難誘導</u>      駅、港湾のターミナル等の施設管理者は、市町が定める津波避難計画との整合性を図りながら、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナル等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。  <u>なお、計画は避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものであること。</u></p>	<p><u>港湾利用者の避難などの安全確保対策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(3) 鉄道</u>  <u>津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における</u>  <u>運行の停止等の</u> 運行上の措置 <u>を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(4) 乗客等の避難誘導</u>      駅、港湾のターミナル等の施設管理者は、市町が定める津波避難計画との整合性を図りながら、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナル等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。</p>	
5-3	<p>第4 関係機関の措置及び応急対策      (略)      2 消防機関等の活動      (1) 市町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定め、実施するものとする。      ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達      イ 津波からの避難誘導      ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する <u>指導</u>  <u>エ 救助・救急</u>  <u>オ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等</u>      (2) 県（危機管理総室）は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、<u>緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資・資機材の点検、配備及び流通在庫の把握等の措置</u>をとるものとする。</p>	<p>第4 関係機関の措置及び応急対策      (略)      2 消防機関等の活動      (1) 市町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定め、実施するものとする。      ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達      イ 津波からの避難誘導      ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する <u>支援</u>  <u>エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立</u>  <u>措置をとるものとする。</u>  <u>ア 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。</u>  <u>イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資・</u></p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 施設管理者等は、地震や津波が発生した場合は、次のような措置をとるものとする。</p> <p>ア 所管区域内の監視、警戒</p> <p>イ 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ウ 資機材の点検、整備、配備</p> <p>3 県の応急対策</p> <p>(1) 施設の緊急点検・巡視</p> <p>県(各施設管理者)は、_____必 要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、</p>	<p><u>資機材の点検、配備及び流通在庫の把握。</u></p> <p>ウ <u>市町の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて適切な助言等を行うこと。</u>なお、救助・救急活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。</p> <p>エ <u>「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。</u></p> <p>オ <u>自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</u></p> <p>カ <u>市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取組について、必要に応じて、適切な助言等を行う。</u></p> <p>(3) 施設管理者等は、地震や津波が発生した場合は、次のような措置をとるものとする。</p> <p>ア 所管区域内の監視、警戒</p> <p>イ 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</p> <p><u>なお、水門等の閉鎖に当たっては、次の観点から操作員の安全確保に配慮する。</u></p> <p><u>(7) 強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。</u></p> <p><u>(イ) その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する。</u></p> <p>ウ 資機材の点検、整備、配備</p> <p>3 県の応急対策</p> <p>(1) 施設の緊急点検・巡視</p> <p>県(各施設管理者)は、<u>地震発生時には津波襲来に備え、</u>必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、</p>	
---	---	--

<p>特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>(3) 工事中の建築等に対する措置</p> <p>地震や津波が発生した場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、_____工事を中断する<u>ようあらかじめ定める</u>ものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>4 その他防災関係機関の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 公共インフラ関係</p> <p>ア 水道</p> <p>水道事業の管理者等<u>については、_____津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。</u></p> <p>イ 電気</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____電気事業の管理者等<u>については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報_____を実施するものとする。</u></p> <p>ウ ガス</p> <p>ガス事業の管理者等<u>については、津波からの円滑な避難を</u></p>	<p>特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。</p> <p><u>なお、緊急点検及び巡視に当たっては職員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 工事中の建築等に対する措置</p> <p>地震_____が発生した場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、<u>津波襲来に備え、原則として</u>工事を中断する_____ものとする。<u>なお、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 その他防災関係機関の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 公共インフラ関係</p> <p>ア 水道</p> <p>水道事業の管理者等_____は、<u>住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。</u></p> <p>イ 電気</p> <p><u>(7) 県（危機管理総室）は、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。</u></p> <p>(イ) 電気事業の管理者等_____は、_____</p> <p>_____火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、<u>重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置を講ずる</u>ものとする。</p> <p>ウ ガス</p> <p>ガス事業の管理者等_____は、_____</p>	
--	--	--

	<p>確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等 _____ 必要な措置に関する広報を行うものとする。</p> <p>エ 通信 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するよう、必要な通信を確保するため、電源の確保・ _____ 地震発生後の輻輳時の対策 _____ 等の措置を行うものとする。</p> <p>オ 放送 (略) (ウ) _____ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被害防止措置を講ずるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____ 利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報を講ずるものとする。</p> <p>エ 通信 電気通信事業者は、 _____ 電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳 _____ 対策、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等 _____ を講ずるものとする。</p> <p>オ 放送 (略) (ウ) <u>放送事業者は</u>、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被害防止措置を講ずるものとする。</p> <p><u>カ 水防管理団体等</u> 水防管理団体等は、地震が発生した場合は、次のとおりの措置を講ずるものとする。 (ア) <u>所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知</u> (イ) <u>水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</u> (ウ) <u>水防資機材の点検、整備、配備</u></p>	
6-1	(新設)	<p><u>第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</u></p> <p><u>第1節 総則</u></p> <p><u>第1 推進計画の目的</u> このことについては、「第1章第1節第2 1」を参照するものとする。</p> <p><u>第2 推進地域</u> 日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法第3条に基づき指定された本県の推進地域は次表のとおりである。 <u>【令和4年10月3日内閣府告示第99号】</u> <u>福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相</u></p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による

		<p><u>馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、耶麻郡猪苗代町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白河郡棚倉町、同郡矢祭町、石川郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町、同郡飯舘村</u></p> <p><u>第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</u>  <u>このことについては、「第1章第6節第2」を参照するものとする。</u></p>	
6-2	(新設)	<p><u>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</u></p> <p><u>このことについては、「第1章第8節第1」を参照するものとする。</u></p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による
6-3	(新設)	<p><u>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u></p> <p><u>第1 津波からの防護</u></p> <p><u>1 堤防、水門等の点検方針・計画</u>  <u>このことについては、「第5章第2節第5 5」を参照するものとする。</u></p> <p><u>2 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画</u>  <u>このことについては、「第5章第2節第5 5」を参照するものとする。</u></p> <p><u>3 積雪寒冷地において、冬季においても水門等が確実に作動するように配慮した対策</u>  <u>このことについては、「第5章第2節第5 5」を参照するものとする。</u></p> <p><u>4 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</u>  <u>このことについては、「第5章第2節第5 5」を参照するものとする。</u></p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による

5 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用電源の準備、点検  
その他所要の被災防止措置

このことについては、「第5章第2節第5 5」を参照するものとする。

6 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター  
臨時離着陸場等の整備の方針及び計画

このことについては、「第5章第2節第5 6」を参照するものとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

1 県内部及び関係機関相互間の伝達体制

このことについては、「第5章第3節第2 2」を参照するものとする。

2 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制

このことについては、「第5章第3節第2 2」を参照するものとする。

3 船舶に対する伝達体制

このことについては、「第5章第3節第2 2」を参照するものとする。

4 管轄区域内の被害状況の情報収集体制

このことについては、「第5章第3節第4 1」を参照するものとする。

5 防災行政無線の整備等

このことについては、「第5章第2節第2 1」及び「第5章第2節第5 6」を参照するものとする。

第3 地域住民等の避難行動等

1 避難対象地域

避難情報に関するガイドラインを参考に市町村が定める。

2 避難方法

このことについては、「第5章第3節第3 2」を参照するものとする。

3 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

このことについては、「第5章第3節第3 1」を参照するものとする。



のとする。

#### 4 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

#### 5 避難行動要支援者の避難支援等

このことについては、「第5章第3節第3 1」を参照するものとする。

#### 6 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

このことについては、「第5章第3節第3 1」を参照するものとする。

### 第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

#### 1 避難後の救護の内容

このことについては、「第3章第12節第2」を参照するものとする。

#### 2 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項

##### (1) 応急危険度判定を優先的に行う体制

このことについては、「第2章第4節第1 3」を参照するものとする。

##### (2) 各避難所との連絡体制

このことについては、「第3章第11節第2 1」を参照するものとする。

##### (3) 各避難所における避難者のリスト作成

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第1 6」を参照するものとする。

##### (4) 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

このことについては、「第3章第11節第2 3」を参照するものとする。

##### (5) 障がい者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

このことについては、「第3章第11節第2 5」を参照する

		<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>(6) 飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応</u></p> <p><u>このことについては、「第3章第11節第1 2」を参照するものとする。</u></p> <p><u>第5 意識の普及・啓発</u></p> <p><u>このことについては、「第5章第2節第1」を参照するものとする。</u></p> <p><u>第6 消防機関等の活動</u></p> <p><u>このことについては、「第5章第3節第4 2」を参照するものとする。</u></p> <p><u>第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係</u></p> <p><u>このことについては、「第5章第3節第4 4」を参照するものとする。</u></p> <p><u>第8 交通</u></p> <p><u>このことについては、「第5章第3節第3 3」及び「第5章第3節第3 4」を参照するものとする。</u></p> <p><u>第9 県が自ら管理等を行う施設等に関する対策</u></p> <p><u>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</u></p> <p><u>このことについては、「第5章第2節第4 3」を参照するものとする。</u></p> <p><u>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</u></p> <p><u>このことについては、「第5章第2節第4 3」を参照するものとする。</u></p> <p><u>3 地震発生時の緊急点検及び巡視</u></p> <p><u>このことについては、「第5章第3節第4 3」を参照するものとする。</u></p> <p><u>4 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置</u></p> <p><u>このことについては、「第5章第3節第4 3」を参照するものとする。</u></p>	
--	--	---	--

		<p><u>のとする。</u></p> <p><u>第10 迅速な救助</u>  <u>このことについては、「第5章第3節第4 2」を参照するものとする。</u></p>	
6-4	(新設)	<p><u>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</u></p> <p><u>第1 資機材、人員等の配備手配</u>  <u>1 広域的な配備手配を行う資機材、人員等</u>  <u>このことについては、「第2章第17節」を参照するものとする。</u>  <u>2 事前応援協定、手続き上の措置</u>  <u>このことについては、「第3章第5節」を参照するものとする。</u></p> <p><u>第2 自衛隊の災害派遣</u>  <u>このことについては、「第2章第1節第6」を参照するものとする。</u></p> <p><u>第3 物資の備蓄・調達</u>  <u>このことについては、「第2章第17節」を参照するものとする。</u></p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による
6-5	(新設)	<p><u>第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u></p> <p><u>第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達</u>  <u>1 県及び関係機関相互間の伝達</u>  <u>気象庁において一定精度のM<sub>w</sub>（モーメントマグニチュード）を推定し、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、当該情報は報道機関のテレビ報道等により周知される。</u>  <u>その他、気象庁から防災情報提供システムのメール配信等により県（危機管理総室）及び市町村へ北海道・三陸沖後発地震注意情報を伝達する。</u>  <u>2 地域住民等に対する伝達</u>  <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報の情報発信に伴い防災対応をとるべき地域に該当する市町（いわき市、相馬市、南相馬市、広</u></p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による

野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町（以下、「関係市町」という。）は、各市町の定めるところにより、防災行政無線や緊急速報メール、FAX、防災アプリ等で後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）を地域住民や企業等に伝達する。

県（危機管理総室）はSNSや県ホームページを通じて後発地震への注意を促す情報等の発信に努める。

#### 第2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された後の周知

県（危機管理総室）及び関係市町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努める。

#### 第3 災害応急対策をとるべき期間等

県（危機管理総室及び各施設管理者）は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講じる。

#### 第4 県のとるべき措置

県（危機管理総室）は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、関係市町等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、県（各施設管理者）は日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

なお、後発地震に対して注意する措置は次のとおり。

- ・ 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- ・ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u></li> <li>・ <u>個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u></li> </ul>	
6-6	(新設)	<p><u>第6節 防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>このことについては、「第2章第20節第5」を参照するものとする。</u></p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による
6-7	(新設)	<p><u>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u></p> <p><u>第1 県職員等に対する教育</u></p> <p><u>このことについては、「第2章第19節第3」を参照するものとする。</u></p> <p><u>第2 地域住民等に対する教育・広報</u></p> <p><u>このことについては、「第2章第19節第1」を参照するものとする。</u></p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例による